

瀬戸市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月30日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第36号

瀬戸市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

瀬戸市児童福祉法施行細則（昭和62年瀬戸市規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前							
(特例障害児通所給付費の額)				(特例障害児通所給付費の額)							
第3条の12 特例障害児通所給付費の額は、法第21条の5の4第3項の規定により基準とされる額とする。				第3条の12 特例障害児通所給付費の額は、法第21条の5の4第2項の規定により基準とされる額とする。							
別表第1（第12条関係）				別表第1（第12条関係）							
入所者の属する世帯の階層区分		徴収額			入所者の属する世帯の階層区分		徴収額				
		母子生活 支援施設 (月額)	助産施設				母子生活 支援施設 (月額)	助産施設			
	基準額		加算額		基準額	加算額					
A	生活保護法（昭和25年法律第14号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する	<省略>	<省略>	<省略>			A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	<省略>	<省略>	<省略>

法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付受給世帯を含む。）

<省略>

備考

- 1 <省略>
- 2 この表のD₁階層からD₁₄階層までの区分における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）及び児童家庭局長通知の規定によって計算された所得税の額（この所得税の額を計算する場合には、所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）及び第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項並びに第95条第1項から第3

<省略>

備考

- 1 <省略>
- 2 この表のD₁階層からD₁₄階層までの区分における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）及び児童家庭局長通知の規定によって計算された所得税の額（この所得税の額を計算する場合には、所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）及び第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項並びに第95条第1項から第3

項まで、租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項及び第60条第1項の規定は適用しないものとする。）をいう。

3 <省略>

4 入所者の属する世帯が、この表のB階層に該当する世帯であつて扶養義務者のない世帯、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律129号）第17条に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯その他市長が別に定める世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、その徴収額（助産施設にあつては、基準額）は、0円とする。

5及び6 <省略>

別表第2（第12条関係）

入所児童の属する世帯の階層 区分		保育料（月額）		
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国	<省略>	<省略>	<省略>

項まで、租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条19の5第1項並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条の規定は適用しないものとする。）をいう。

3 <省略>

4 入所者の属する世帯が、この表のB階層に該当する世帯であつて扶養義務者のない世帯、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律129号）第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯その他市長が別に定める世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、その徴収額（助産施設にあつては、基準額）は、0円とする。

5及び6 <省略>

別表第2（第12条関係）

入所児童の属する世帯の階層 区分		保育料（月額）		
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後	<省略>	<省略>	<省略>

した中国残留邦人等及び特
定配偶者の自立の支援に関
する法律による支援給付受
給世帯（中国残留邦人等の
円滑な帰国の促進及び永住
帰国後の自立の支援に関す
る法律の一部を改正する法
律（平成25年法律第10
6号）附則第2条第1項又
は第2項の規定によりなお
従前の例によることとされ
た支援給付受給世帯を含
む。）

<省略>

備考

1及び2 <省略>

3 この表のD₁階層からD_{1,2}階層までの区
分における「所得税の額」とは、所得税
法、租税特別措置法、災害被害者に対する
租税の減免、徴収猶予等に関する法律及び
児童家庭局長通知の規定によって計算され
た所得税の額をいう。ただし、所得税の額
を計算する場合には、次の規定は適用しな
いものとする。

(1) <省略>

(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2
項及び第6項、第41条の2、第41条
の3の2第1項、第2項、第5項及び第
6項、第41条の19の2第1項、第4
1条の19の3第1項及び第3項並びに
第41条の19の4第1項及び第3項

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法
律（平成10年法律第23号）附則第1

の自立の支援に関する法律
による支援給付受給世帯

<省略>

備考

1及び2 <省略>

3 この表のD₁階層からD_{1,2}階層までの区
分における「所得税の額」とは、所得税
法、租税特別措置法、災害被害者に対する
租税の減免、徴収猶予等に関する法律及び
児童家庭局長通知の規定によって計算され
た所得税の額をいう。ただし、所得税の額
を計算する場合には、次の規定は適用しな
いものとする。

(1) <省略>

(2) 租税特別措置法第41条第1項から第
3項まで、第41条の2、第41条の3
の2第1項、第2項、第4項及び第5
項、第41条の19の2第1項、第41
条の19の3第1項及び第2項、第41
条の19の4第1項及び第2項並びに第
41条19の5第1項

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法
律（平成10年法律第23号）附則第1

2条並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項及び第60条第1項

- 4 この表の「母子世帯等」とは、次に掲げるものをいう。
- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
- (2) <省略>
- 5 <省略>
- 6 B₂階層からD₁₂階層までの区分における同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園をいう。）、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第7条第1項に規定する認定こども園をいう。）、特別支援学校幼稚部（学校教育法第76条第2項に規定する幼稚部をいう。）及び情緒障害児短期治療施設通所部（法第7条第1項に規定する情緒障害児短期治療施設の通所部をいう。）に入所又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援（法第6条の2第2項及び第3項に規定する児童発達支援又は医療型児童発達支援をいう。）を利用している場合において、次の表の第1欄に掲げる就学前児童（前項に規定する児童を除く。）のうち、当該児童が保育所に入所している際には、上記の表の定めにかかわらず、第2欄により計算して得た額をその児童の保育料とする。

<省略>

2条

- 4 この表の「母子世帯等」とは、次に掲げるものをいう。
- (1) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律129号）第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
- (2) <省略>
- 5 <省略>
- 6 B₂階層からD₁₂階層までの区分における同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園をいう。）、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第6条第2項に規定する認定こども園をいう。）、特別支援学校幼稚部（学校教育法第76条第2項に規定する幼稚部をいう。）及び情緒障害児短期治療施設通所部（法第7条第1項に規定する情緒障害児短期治療施設の通所部をいう。）に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援（法第6条の2第2項及び第3項に規定する児童発達支援及び医療型児童発達支援をいう。）を利用している場合において、次の表の第1欄に掲げる就学前児童（前項に規定する児童を除く。）のうち、当該児童が保育所に入所している際には、上記の表の定めにかかわらず、第2欄により計算して得た額をその児童の保育料とする。

<省略>

7 <省略>

7 <省略>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1及び同表備考第4項並びに別表第2及び同表備考第4項第1号の改正規定は、平成26年10月1日から施行する。